

令和6年度 教育子育て常任委員会 先進都市研修 (行政視察)

【子ども権利条約を踏まえた子どもの意見の反映に関する取組について】

令和6年11月5日(火)・11月6日(水)

① 11月5日(火)

< 福岡県福岡市 >

人口：1,655,753人(R6.8)、一般会計予算規模：10,825億円(R6当初)

◆ 子どもの権利サポート事業など子どもアドボカシーに関する取組について

福岡市は、令和2年3月に策定した第5次子ども総合計画における取組の一つとして、子どものアドボカシーの推進を位置づけました。その具体的な取組としては、令和4年度から、NPO法人子どもアドボカシーセンター福岡に「子どもの権利サポート事業」を委託し、意見表明支援員(一時保護所や児童相談所とは独立した第三者である子どもアドボケイト)が、一時保護所や里親、児童養護施設などで保護・養育されている子どもを定期的に訪問し、寄り添いながら、子どもが自分の中にあるもやっとした思いを言葉にする「意見形成」と、その思いを誰かに伝えられるようにする「意見表明」を支援しています。また、市内各所での周知・啓発や意見表明支援員の養成も行う他、同事業では、児童相談所による一時保護や措置が子どもの意向と一致しない場合などは、福岡市こども・子育て審議会専門部会が、子どもの意見を聴取・審議し、児童相談所は当該審議の結果を踏まえた措置を講じるなど、子どもの最善の利益を考慮した決定を行う仕組みを構築しています。

※福岡市は、児童相談所、一時保護所、児童心理治療施設、不登校児童生徒の活動支援の場などの機能を有し、子どもに関する総合的な相談対応を行う窓口として「福岡市こども総合相談センターえがお館」を設置しています。

② 11月6日(水)

< 福岡県志免町 ^{しめまち} >

人口：46,320人(R6.9)、一般会計予算規模：175億円(R6当初)

◆ 子どもの権利条例や子どもの権利救済制度などについて

「志免町子どもの権利条例」は、平成18年12月定例議会で可決され、平成19年度から施行されました。条例には、子どもを権利の侵害から救済する制度や権利の保障に向けての取組がなされているかを検討する仕組みがうたわれており、その具体的な取組としては、子どもの権利救済委員と子どもの権利相談室「スキッズ(Sk2S)」を設置し、第三者機関として相談を受け、必要に応じて調査、調整、勧告、改める要請等を行っています。また、子どもの権利委員会を設置し、子どもの権利保障の状況を調査・審議し、町に報告・提言を行っています。

「志免町子どもの権利条例」が施行され15年が経った令和5年度、子ども自身が子どもの権利について学習したり、意見を述べたりする機会を作るため、「子どもの権利子ども実行委員」を募集し、志免町内の小学生4年生～中学生3年生の11人子ども実行委員が集まりました。毎年11月20日を「しめまち子どもの権利の日」としており、同実行委員が主となり「文化祭」での出店や「子ども権利かるた大会」の企画・運営を通じて子どもの権利条例の啓発を行っています。